

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、わが国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサスー活動調査の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサスー基礎調査との同時調査(一体的)により実施した。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店
” 29 ”	9月1日	”	” 60 ”	5月1日	卸売・小売業
” 31 ”	7月1日	”	” 61 ”	10月1日	一般飲食店
” 33 ”	7月1日	”	” 63 ”	6月1日	卸売・小売業
” 35 ”	6月1日	”	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
” 37 ”	7月1日	”	” 3 ”	7月1日	卸売・小売業
” 39 ”	7月1日	”	” 4 ”	10月1日	一般飲食店
” 41 ”	7月1日	”	” 6 ”	7月1日	卸売・小売業
” 43 ”	7月1日	”	” 9 ”	6月1日	”
” 45 ”	6月1日	”	” 11 ”	7月1日	” (簡易調査)
” 47 ”	5月1日	”	” 14 ”	6月1日	卸売・小売業
” 49 ”	5月1日	”	” 16 ”	6月1日	” (簡易調査)
” 51 ”	5月1日	”	” 19 ”	6月1日	卸売・小売業
” 54 ”	6月1日	”	” 26 ”	7月1日	”

注) 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

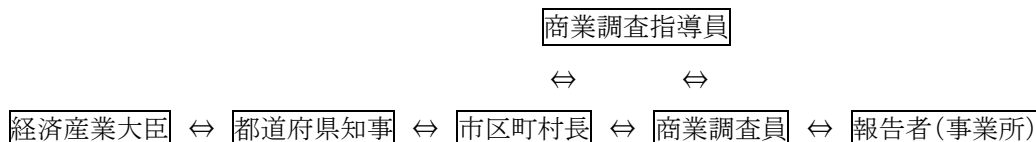
商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による「大分類 I-卸売業・小売業」に属する民営事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業中、精算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

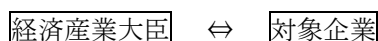
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下のとおり。

- (1) 報告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する又はオンライン提出による**調査員調査方式**



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する**本社等一括調査方式**



6 調査項目

調査の項目は巻末の調査票様式のとおりである。

7 集計対象について

(1) 統計表【県計表】の第1表～第3表及び統計表【市町村別集計表】の第1表、第2表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所(調査対象事業所)を全て集計しているが、年間商品販売額、その他の収入額及び売場面積は、当該調査項目の数値が得られた事業所について集計した。

(2) 統計表【県計表】の第4表～第19表及び統計表【市町村別集計表】の第3表～第5表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所(集計対象(有効回答)事業所)について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記(1)各表と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額、その他の収入額及び売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている。

8 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)などを販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小 売 業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類 R-サービス業(他に分類されないもの))とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業(大分類 E)に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(5) 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、**就業者**とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせて「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

①「**個人業主**」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

②「**無給家族従業者**」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③「**有給役員**」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④「**常用雇用者**」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥「**他からの出向・派遣従業者**」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦「**従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者**」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

(6) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含まない。

(7) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいう。

(8) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、

- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、
- ②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、
- ③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(9) 売場面積(小売業のみ)

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(10) チェーン組織区分

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事務所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

(11) 商品販売形態(小売業のみ)

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ・ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

④インターネット販売

インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

なお、商業販売形態区分の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

(12)仕入先及び販売先

①仕入先については、次のとおり。

ア 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。

イ 自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。

ウ 生産業者

(ア) 親会社

自社の議決権の50%を超えて直接所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合。（50%以下であっても、自社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において、自社の直近上位に位置する会社も含む。）

(イ) その他の生産業者

上記（ア）を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

エ 卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

オ 国外（直接輸入）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

カ 仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて、便宜上、調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の合計に「年間商品仕入額の仕入先別割合（%）」を乗じて算出した。

②販売先については、次のとおり。

ア 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。

イ 卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

ウ 小売業者

小売業者に商品を卸売した場合。

エ 産業用使用者・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。

オ 国外（直接輸出）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

カ 販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の卸売販売額に「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（%）」を乗じて算出した。

9 その他

(1)留意点

①「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない次の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

ア「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所及び訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積のない事業所は不詳となる。

イ「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は不詳となる。

②「個人」には、「法人でない団体」を含む。

③平成24年の数値は、平成24年経済センサスー活動調査（平成24年2月1日）の数値である。

④平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。

(2)統計表中の記号

①「-」 該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの

②「0」及び「0.0」 四捨五入による単位未満のもの

③「▲」 マイナス数値のもの

④「x」 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。また、3以上の事業所であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿したもの

(3)構成比

「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しな

い。

(4)年間商品販売額、その他の収入額

「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(5)売場面積に係る販売効率等

「売場面積 1 m²あたり年間商品販売額」、「従業者 1 人あたり売場面積」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。

(6)従業者1人あたりに係る販売効率

「従業者1人あたり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算していない従業者数で算出した。

(7) 統計表の数値

この統計表は、本県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

本書の内容についての問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県経営管理部統計調査課商工係
TEL 076-444-3193(直通)
FAX 076-444-3490